

I C T 導入支援事業実施要綱

1. 事業の目的

介護分野における生産性向上は、職場環境の改善や人材確保の観点から、重要な課題であり、I C T 化については、特に介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながるものである。

また、「未来投資戦略 2018」（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）において、「介護分野における I C T 化に関しては、介護現場の業務の効率化・生産性向上の取組と一体として推進し、I C T の導入を促進するための総合的な対応を検討し、来年度に導入を抜本的に進める」こととされている。

そのため、本事業において、介護事業所における I C T 導入を支援することにより、介護分野における I C T 化を抜本的に進めるものである。

2. 対象事業所

介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする。）

3. 要件等

- (1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトであること（転記等の業務が発生しないこと）。
また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。
- (2) 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。ただし、実装状況を鑑み、令和 2 年度においては、当該年度中に上記標準仕様準じたものに対応することで差し支えないものとする。なお、上記標準仕様は令和 2 年 3 月 26 日に改訂版が発出されているので留意されたい。
- (3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末等やバックオフィス業務用のソフトを導入することのみも対象とする。
ただし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物と区別するため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、「介護事業所における介護情報の連携に関する安全管理について」（令和 2 年 3 月厚生労働省老健局振興課発行）を参考にすること。
- (4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

- (5) タブレット端末等による音声入力機能の活用を推奨すること。
- (6) 令和2年度より「CHASE」（ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するために新たに構築するデータベース。システムの詳細は「第6回科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」の参考資料4 <<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000485926.pdf>>参照。また、収集する項目等については、令和元年7月16日「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会 取りまとめ」<<https://www.mhlw.go.jp/content/12301000/000531128.pdf>>を参照。)の運用を開始する予定であることから、本事業によりICTを導入した事業所においては、CHASEによる情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。
- (7) 導入の成果を都道府県へ報告するとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はないことに留意すること。

4. 補助額

補助対象となる事業所ごとに、次により算出された額以内の金額で補助を行うこととする。

- (1) 「5. 補助対象経費」に定める補助対象経費の実支出額の合計に各都道府県が設定した補助率を乗じた額、又は「5. 補助対象経費」に定める補助対象経費の実支出額の合計から各都道府県が設定した金額を控除した額を算出する（※1）。
- (2) (1) で算出した額と、以下の表の第1欄に定める職員数（※2、※3）に応じた第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

1 職員数	2 基準額
1名以上10名以下	1,000,000円
11名以上20名以下	1,600,000円
21名以上30名以下	2,000,000円
31名以上	2,600,000円

- ※1 補助率は各都道府県において設定することができるが、事業所の負担は必ず求めることとする。また、補助率を設定せずに定額補助とする場合には、事業所負担分として各都道府県が定めた金額を控除することとする。
- ※2 職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、ICTの活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。また、常勤・非常勤の別は問わない。
- ※3 職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第37号)第2条第8号等の規定に基づいて計算した人数とし、小数点以下は四捨五入するものとする。）とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数（常勤・非常勤の別は問わない）としても差し支えない。

5. 補助対象経費

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やCHASE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など

- ※1 上記経費は当該年度中に係る経費のみを対象とする。毎月支払を行う介護ソフトの利用料やリース費用も対象とするが、対象となる期間は当該年度分（当該年度の3月末までに係る経費）に限る。
- ※2 タブレット端末等ハードウェアは、生産性向上に効果のあるハードウェアが対象であるが、たとえば、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものを対象とし、事業所に置くパソコンやプリンターは対象外とする。なお、ハードウェアを導入するには、3の要件を満たしていることが前提となるので留意されたい。
- ※3 バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）が単体となっているソフトの導入に係る経費も対象とする。なお、介護事業所の業務効率化の観点から、本事業により導入したタブレットに、職員の出退勤を管理する既存のソフトウェア等をインストールし、記録業務・情報共有業務・請求業務に加えて補助的にバックオフィス業務で利用することや、テレビ会議システム等を用いて離れた場所にいる利用者家族等が利用者と面会を行う際に本事業で導入したタブレットを利用すること等は差し支えない。
- ※4 運用に必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器の購入・設置のための費用も対象とする。（ただし、通信費は対象とならない）

6. 導入効果の報告・公表

(1) 提出方法

本事業においてICT導入等を行った介護事業所が、別紙様式1に基づき都道府県へ導入内容等を報告する。

都道府県においては、介護事業所から報告を受けた内容について別紙様式2の表にとりまとめたうえで、厚生労働省老健局振興課に提出先に提出すること。

なお、提出にあたっては、Excel形式のファイルを電子メールにより提出するものとし、紙形式での提出は不要とする。

また、提出のあった資料のうち、別紙様式2の「公表予定」欄に○のある項目については公表する予定であるので留意されたい。

(2) 提出期限

事業実施年度の翌年度の6月末日までに提出するものとする。

(3) 提出先

厚生労働省老健局振興課宛てに提出するものとする。

提出先アドレス：kaigoseisansei@mhlw.go.jp

7. その他

(1) 他の補助制度との重複

経済産業省が実施している「IT導入補助金」による補助を受ける介護事業所の

場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象としないこと。

また、「介護ロボット導入支援事業」の対象となるものについては、本事業の補助対象とはならないこと。

(2) 補助回数

本事業を活用した補助は原則として1事業所1回とするが、補助額の合計が基準額の基準額の範囲内であれば、2回目の補助も可能とする。2回目の補助を行う場合には、基準額から1回目の補助額を除いた金額を上限とする。なお、1回目に補助した機器のリース代や保守・サポートに係る経費等、恒常的な費用について2回目以降の補助を行うことは認められない。

(対象となる具体例)

職員数10名の事業所の場合（令和2年度の基準額は100万円）

- ① 令和元年度に一気に通貫の介護ソフト（20万円）を導入して補助を受け、令和2年度にタブレット（1台5万円）を3台導入する場合。
⇒計35万円で基準額の範囲内であるため、令和2年度に導入するタブレット5台分（15万円）が全額補助対象となる。
- ② 令和元年度にタブレット（1台5万円）を2台購入して補助を受け、令和2年度にタブレット（1台5万円）を追加で3台導入する場合。
⇒計25万円で基準額の範囲内であるため、令和2年度に導入するタブレット3台分（15万円）が全額補助対象となる。
- ③ 令和元年度に一気に通貫の介護ソフト（20万円）を導入して補助を受け、令和2年度にタブレット（1台5万円）を20台導入する場合。
⇒計120万円で基準額を超えてしまうため、2回目は基準額と1回目の補助額との差額（100万円-20万円=80万円）のみ補助対象となる。
- ④ 令和元年度にタブレット（1台あたり1年間3万円）を3台リースして補助を受け、令和2年度にタブレット（1台あたり1年間3万円）を追加で3台リースする場合。
⇒機器のリース代は導入年度分のみ補助となるため、2回目は令和2年度分（3万円×3台=9万円）のみが補助対象となる。
- ⑤ 令和元年度にタブレット（1台5万円）を10台導入して30万円（令和元年度の基準額）の補助を受け、令和2年度にタブレット（1台5万円）を追加で2台導入する場合。
⇒基準額と1回目の補助額との差額は50万円-30万円=20万円であるが、補助対象とできるのは当該年度分に導入した機器に係る経費のみであるので、令和2年度に購入した2台分（10万円）のみが補助対象となる。